

令和7年度保全・活用のための調査研究事業実施要領

1 趣旨

地域の伝統的な農法や文化などの持続的な営みの保全及び活用に関する調査、研究、実証実験（以下「調査研究」という。）を実施することにより、国東半島宇佐地域世界農業遺産に関する基礎的学術資料を蓄積するとともに、地域の農林水産循環システムの価値に対する理解を深めることを目的に本事業を実施する。

2 調査研究のテーマ

世界農業遺産に認定された国東半島宇佐地域の伝統的な農法や文化などの持続的な営みに関するものとする。

（例）

- ・河川流域ごとの水利システムの解析や栄養循環（森と川つながり）を裏付ける調査研究
- ・近隣諸国の GIAHS サイトや発展途上国との連携に関する調査研究
- ・鳥獣害対策、竹林の管理など里山本来の機能回復に関する調査研究
- ・耕作の維持、ため池管理のノウハウ継承に関する調査研究
- ・農林水産物のエシカル消費につながる付加価値創出に関する調査研究

3 調査研究のテーマ等の選定方法

国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会（以下「協議会」という。）の学識経験者等で構成する「国東半島・宇佐 GIAHS 専門家会議」（以下「専門家会議」という。）を設置し、この専門家会議により国東半島宇佐地域世界農業遺産の保全・活用のために真に必要な調査研究のテーマ及び実施方法・実施主体について提案・審議・選定を行う。提案者は、研究提案書（様式1）にて提案を行う。

4 調査研究の期間

調査研究に係る委託契約締結の日から翌年の3月21日までとする。

5 調査研究の実施主体

調査研究の実施主体（以下「受託研究者」という。）は、3により選定された調査研究のテーマに関する実績があり、次に掲げるいずれかの機関に所属している研究者等（専門家会議委員である研究者を含む。）であること。

- (1) 学校教育法に基づく大学及び高等専門学校並びに同附属試験研究機関
- (2) 民間企業の研究開発部門、研究所等
- (3) 調査研究を主な事業目的としている一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

6 調査研究の実施方法

本事業は、協議会と受託研究者が所属する機関が委託契約を締結することにより実施する。

なお、委託金額は、専門家会議で審議の上、協議会において予算の範囲内で決定するものとする。

7 委託契約の内容

- (1) 委託契約の締結は、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）に準じて行う。
- (2) 委託契約の対象経費は、原則として次に掲げるとおりとする。

区 分	経 費
1 報償費	謝金
2 旅費	普通旅費（中間報告に係るものを含む。）
3 需用費	消耗品、車両燃料費、印刷製本費等
4 役務費	通信運搬費、筆耕・翻訳費等
5 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事務用機械器具等の借料及び損料
6 一般管理費	研究環境を整備することを目的とする費用。1から5までの合計金額の20%を超えない額とする。

- (3) 委託金額の支払は精算払とする。
- (4) 委託契約の締結において、受託研究者は、当調査研究に対し、他の機関・団体から補助等を重複して受けることはできないものとする。
- (5) 受託研究者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に再委託することはできないものとする。
- (6) 本事業の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受託研究者が負担するものとする。ただし、その損害が協議会の責めに帰する理由により生じた場合は、この限りでない。

8 中間報告

受託研究者は、令和7年度保全・活用のための調査研究事業中間報告書（様式2）及びプレゼンテーション資料を作成し、協議会が開催する中間報告会において、調査研究の進捗状況を報告するものとする。

9 調査研究の完了

受託研究者は、調査研究の終了後、令和7年度保全・活用のための調査研究事業決算報告書（様式3）及び次に掲げるもの（以下「成果品」という。）を、協議会宛て速やかに提出し、検査を受けるものとする。

調査研究報告書 （又は論文）	1部	学会発表程度の論文としてまとめたものを作成すること。言語については和文とする。
調査研究報告書 概要版	1部	調査研究報告書の概要が分かる1ページ程度のもの。中学校3年生が理解できる内容のものを作成すること。言語については和文のみとする。
調査研究報告書 及び調査研究報	1部	調査研究報告書及びその概要版は電子データもあわせて提出すること。なお提出する電子データは、MSワード又は

告書概要版の電子データ	MS エクセル (いずれの場合も「2013」版以降のバージョンのもの : 拡張子は「*.docx」又は「*.xlsx」) とし、作成したデータを電子メールで提出すること。
-------------	---

10 調査研究の成果の取扱い

調査研究の成果品に係る著作権の全ては協議会と受託研究者の共有とし、協議会は、ホームページ等において調査研究の成果を広く公表するものとする。

また、受託研究者は、国内外の学会や学会誌等で調査研究の成果の発表に努めるとともに、当該成果の発表に際しては、協議会からの受託事業の成果であることを明示するものとする。

11 スケジュール

2025年3月まで (事前準備)	事業提案書案の提出
～事業内容・受託研究者候補者の調整～	
2025年4月中旬	専門家会議で審議・選定
2025年4月下旬	受託研究者が所属する機関と委託契約締結 調査研究開始
2025年12月頃	中間報告会
2026年3月	調査研究終了・完了検査 (検査終了後、委託金額の請求・ 支払手続)
2026年4月以降	調査研究成果報告会

12 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。